

野木町告示第43号

道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、野木町役場都市整備課において、令和7年3月26日から令和7年4月9日まで一般縦覧に供する。

令和7年3月26日

野木町長 真瀬宏子

1 指定する道路の路線名並びに占用を制限する区域

路線名	区域
別紙のとおり	別紙のとおり

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月1日